

令和 2 年 2 月 定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和 2 年 2 月 13 日

富士山南東消防組合議会

令和2年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録目次

(2月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○会期の決定	4
○会議録署名議員の指名	4
○議第 1号 令和2年度富士山南東消防組合会計予算案	5
○議第 2号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第3号)	8
○議第 3号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 静岡県市町総合事務組合規約の変更について	9
○議第 4号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例案	10
○議第 5号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に 関する条例の一部を改正する条例案	10
○議第 6号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を 改正する条例案	10
○議第 7号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に 関する条例の一部を改正する条例案	10
○議第 8号 富士山南東消防組合職員の服務の宣誓に関する条例 の一部を改正する条例案	10
○議第 9号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例案	10
○議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例案	10
○議第11号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の 一部を改正する条例案	11
○議第12号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の 一部を改正する条例案	

案	15
○議第13号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	15
○議第14号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	16
○議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任について	17
○閉会の挨拶	18
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

令和2年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録

議 事 日 程

令和2年2月13日（木曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議第 1号 令和2年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 4 議第 2号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第3号）
- 日程第 5 議第 3号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第 6 議第 4号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
- 日程第 7 議第 5号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第 6号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議第 7号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議第 8号 富士山南東消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議第 9号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議第 10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議第 11号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議第 12号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議第 13号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議第 14号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議第 15号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議第 1号 令和2年度富士山南東消防組合会計予算案

- 日程第 4 議第 2 号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第 3 号）
- 日程第 5 議第 3 号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第 6 議第 4 号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
- 日程第 7 議第 5 号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第 6 号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議第 7 号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議第 8 号 富士山南東消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議第 9 号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議第 10 号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議第 11 号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議第 12 号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議第 13 号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議第 14 号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議第 15 号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 杉 澤 正 人 君 | 2 番 | 堀 江 和 雄 君 |
| 3 番 | 柏 木 豊 君 | 4 番 | 井 出 春 彦 君 |
| 5 番 | 藤 江 康 儀 君 | 6 番 | 川 原 章 寛 君 |
| 7 番 | 松 田 吉 嗣 君 | 8 番 | 佐 野 利 安 君 |
| 9 番 | 杉 山 茂 規 君 | 10 番 | 土 屋 主 久 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

- | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 管 理 者 長 | 豊 岡 武 士 君 | 副 管 理 者 長 | 高 村 謙 二 君 |
| 三 島 市 | | 野 市 | |

副 管 理 者 長 泉 町 長	池 田 修 君	消 防 長	風 間 光 明 君
消 防 次 長	一之瀬 徳 博 君	三 島 消 防 署 長	丸 川 英 明 君
裾 野 消 防 署 長	入 倉 一 弥 君	長 泉 消 防 署 長	加 藤 浩 昭 君
総 務 課 長	羽 田 浩 二 君	予 防 課 長	久 保 田 真 雄 君
警 防 救 急 課 長	小 澤 達 也 君	通 信 指 令 課 長	鈴 木 清 明 君

議会事務担当職員

書 記 長	高 村 新 一 君	書 記	高 梨 雅 規 君
書 記	海 野 智 之 君		

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（松田吉嗣君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和2年富士山南東消防組合議会2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松田吉嗣君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（松田吉嗣君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（松田吉嗣君） これより日程に入ります。
日程第1 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、3番 柏木 豊君、4番 井出春彦君の両君を指名いたします。

◎議第1号 令和2年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第3 議第1号 令和2年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第1号 令和2年度富士山南東消防組合会計予算案について、提案の要旨を申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たりましては、火災・救急のほか自然災害への対応に加えまして、東京2020オリンピック・パラリンピックといった国家的な大規模行事に向けた対応に取り組むとともに、新たな分署の建設工事が終了し、運用が始まりますことから、経常的経費について既存事業の見直しなど精査を行って編成いたしましたところでございます。

令和元年度に比較し、特に増減しましたところは、新たな分署の建設工事が終了するほか、国が定める第4次障害者基本計画にのっとり、全ての消防本部に導入することとされたNet119緊急通報システムの整備などがございます。加えて、広域化の車両整備に充てた起債の元金償還などが増加しているところでございます。

数字的にお話をさせていただきますと、歳入歳出のそれぞれの合計は26億5,800万円でございます。令和元年度の当初予算と比較し、5億6,800万円の減額で編成させていただいたところでございます。

構成市町による負担金は25億7,328万5,000円でありまして、規約に基づく各市町の割合は既に御案内のとおり、三島市51.09%、裾野市26.27%、長泉町22.64%となっております。

当組合の消防力は、国の基準であります消防力の整備指針に照らし合わせますと、まだまだ他地域に比較し不足する状況はありますけれども、住民の付託に応えるよう構成市町と協力し、各種事業を進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、消防長から御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 風間消防長。

○消防長（風間光明君） それでは、議第1号 令和2年度富士山南東消防組合会計予算案につきまして、要旨を御説明申し上げます。

令和2年度富士山南東消防組合の会計予算案につきましては、歳入歳出ともに総額26億5,800万円とするものです。前年度当初予算に比べ5億6,800万円、率で約17.6%の減となります。昨年度当初予算を下回っております要因は、裾野市伊豆島田地先に建築しております新分署の建築工事が終了することによるものです。

それでは、令和2年度富士山南東消防組合会計予算案6ページをごらんください。

第1条組合の歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億5,800万円にするものです。

第2条地方債でございますが、10ページ、第2表をごらんください。

消防車両整備事業といたしまして2,580万円を限度額とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

6ページにお戻りいただきたいと思えます。

第3条一時借入金につきましては、5億円を最高額とさせていただきます。

それでは、歳入の主な内容を御説明申し上げます。

15ページ、16ページをごらんください。

1款分担金及び負担金、1項負担金は25億7,328万5,000円で、前年度に比べ10万7,000円の減となっております。構成市町の負担金額につきましては、組合格約に基づき前年度の消防費に係る基準財政需要額割による負担割合によるもので、市町の負担割合と負担金につきましては、三島市が51.09%で13億1,469万1,000円、裾野市が26.27%で6億7,600万2,000円、長泉町が22.64%で5億8,259万2,000円となります。

次に、19ページ、20ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、2項手数料は、危険物関係事務手数料等314万円を計上するものです。23ページ、24ページをお開きください。

4款県支出金、1項県補助金は、消防救急業務用資機材などが補助対象となる一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金として1,354万9,000円を計上するものです。

続きまして、31ページ、32ページをお開きください。

8款諸収入、1項雑入は、組合から構成市町へ派遣する職員の人件費負担金及び静岡県消防学校の教官として派遣する職員人件費負担金、新東名高速道路等への救急業務に対する中日本高速道路株式会社からの高速自動車国道救急業務支弁金など合わせて4,221万7,000円を計上するものです。

次に、33、34ページをごらんください。

9款組合債、1項組合債は、車両の更新整備に要する組合債といたしまして2,580万円を計上するものです。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

35、36ページをごらんください。

1項議会費では、議員報酬及び議会運営に係る経費として194万1,000円を計上するものです。

次に、37ページから40ページを随時ごらんいただきたいと思えます。

2款総務費、1項総務管理費では、正副管理者の報酬や各種審査会等委員の報酬、職員被服の整備経費、例規データベースシステムの使用料、事務系コンピューターの維持管理費、そのほか人事給与システム及び消防職員の退職手当に係る負担金などに要する経費といたしまして1億9,878万4,000円を計上し、また41ページの2項監査委員費では、監査委員の報酬及び監査に係る

事務費といたしまして25万円を計上するものでございます。

次に、43、44ページをごらんください。

3款消防費、1項消防費、1日常備消防費では、人件費といたしまして消防職員と構成市町から派遣していただく事務職員の人件費負担金など合わせまして20億6,680万7,000円を、救急高度化推進事業では、救急業務に係る経費や救急救命士養成負担金といたしまして4,049万1,000円を、46ページになりますが、消防防災事業では、消防救助業務に係る経費のほか消防車両や消防施設修繕費など、合わせまして1億4,082万4,000円を、48ページになりますが、消防指令センター運営事業では、通信指令システムや消防救急デジタル無線の保守に係る経費など1億1,471万3,000円を計上し、1日常備消防費全体では、43ページ上段になりますけれども、23億6,283万5,000円を計上するものです。

続きまして、47ページ、48ページをごらんください。

2目消防施設費では、裾野消防署茶畑分遣所の解体工事費及び高規格救急自動車など更新整備に係る自動車購入費など合わせて6,082万9,000円を計上するものです。

次に、51ページ、52ページをごらんください。

4款公債費、1項公債費では、借り入れた組合債の償還元金として1,713万4,000円を、組合債の償還利子及び一時借入金利子として258万6,000円を、4款公債費全体で1,972万円を計上するものです。

また、53ページをお開きください。

不測の事態に対応するため1,364万1,000円を予備費として計上するものです。

当初予算案に関する説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 当局からの説明が終わりました。

ここで、議長からお願い申し上げます。

質疑については、1回の発言につき、おおむね3分をめどとすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより、本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） よろしいですか。

なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第1号 令和2年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（松田吉嗣君） 起立全員と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

◎議第2号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第3号）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第4 議第2号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第3号）を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第2号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算案（第3号）の2ページ、3ページをごらんください。

補正の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,143万5,000円を減額し、歳入歳出予算額の総額を32億8,354万3,000円にするものです。

歳入につきまして補正の内容を説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金を659万4,000円増額し、4,590万9,000円に、12ページ、13ページをごらんください、4款県支出金、1項県補助金を233万4,000円増額し、2,181万5,000円にするものです。増額の理由といたしましては、国庫補助金の算出基礎となります基準額の改定によるものでございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

6款寄附金、1項寄附金、2目消防費寄附金を20万円増額し、5,070万1,000円にするものです。これは、裾野市須山出身の東京在住の土屋孝司様より裾野市須山地域の救急業務に資するためという御趣旨で20万円の御寄附をいただいたことによるものでございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

8款諸収入、1項雑入を1,076万3,000円減額し、5,301万5,000円にするものです。これは、構成市町へ派遣しております職員の人件費を市町より負担金として歳入しておりますが、派遣職員の交代や派遣職員数の減により、市町からの負担金を減額するものでございます。

次に、18、19ページをごらんください。

9款組合債、1項組合債を980万円減額し、5億1,640万円にするものです。これは、さきに御説明いたしました3款1項国庫補助金及び4款1項県補助金の増額に伴いまして組合債を減額するものでございます。

続きまして、歳出の補正につきまして御説明申し上げます。

20ページ、21ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、260万円を減額し、2億306万

2,000円にするものです。これは、出退勤管理システムの契約差金が生じたことにより減額するものでございます。

次に、22、23ページをごらんください。

3款消防費、1項消防費、1日常備消防費につきましては、667万7,000円を減額し、23億8,956万5,000円にするものです。

主な理由につきましては、23ページをごらんください。

人件費では、人事院勧告に伴う給与改定や職員構成の変動により532万1,000円の減額を、また同じく23ページの中段になりますが、救急高度化事業では臨時雇い賃金等の減額のほか、裾野消防署須山分遣所庁舎屋外にAED収納箱の設置等を行うため、庁用備品費に寄附金を充てさせていただいたほか、消防防災事業では、三島消防署北分遣所及び錦田分遣所の庁舎修繕負担金を100万9,000円減額するものでございます。

次に、22ページ、23ページ下段になりますけれども、3款消防費、1項消防費、2目消防施設費では、215万8,000円を減額し、6億7,031万4,000円にするものです。主な理由といたしましては、消防車両整備事業といたしまして自動車購入費及び機械器具購入費の契約差金が生じたことにより減額するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第2号 令和元年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第3号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

◎議第3号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡縣市町総合事務組合規約の変更について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第5 議第3号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡縣市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第3号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡縣市町総合事務組合同規約の一部変更について提案要旨を御説明申し上げます。

これは、富士山南東消防組合が加入しております静岡縣市町総合事務組合の組織団体であります浅羽地域湛水防除施設組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、同組合を組織する団体数が減少すること、また組織団体の減少に伴う静岡縣市町総合事務組合同規約の一部を変更しようとする事について、地方自治法第290条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第3号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び静岡縣市町総合事務組合同規約の変更についてを採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

◎議第 4号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

◎議第 5号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第 6号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第 7号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第 8号 富士山南東消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第 9号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第 10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

例案

◎議第11号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第6 議第4号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案から日程第13 議第11号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案までの8件を一括議題といたします。

8件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第4号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案から議第11号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案まで一括で提案要旨を御説明申し上げます。

まず、議第4号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、従来、各地方公共団体によってそれぞれであった臨時・非常勤職員の任用・勤務条件等に関する取扱いを統一し、臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保するため、会計年度任用職員制度を導入するに当たり、本条例を制定するものでございます。

条例案の構成につきましては、第1条の趣旨に始まりまして、第2条では、第1項でフルタイム会計年度任用職員の給料などの給与の種類を、第2項ではパートタイム会計年度任用職員の報酬などの給与の種類について規定し、第3条から第8条までがフルタイム会計年度任用職員に支給する給料、支給方法、諸手当についてを、第9条から第15条までがパートタイム会計年度任用職員に支給する報酬、期末手当、費用弁償の額及び支払い方法について規定し、16条以下はフルタイム・パートタイム会計年度任用職員共通の取扱いの規定を定めるものでございます。

次に、議第5号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、フルタイム会計年度任用職員を人事行政の運営の状況の報告の対象とするための改正を行うものでございます。

次に、議第6号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、心身の故障のため長期の休養を要する場合における職員の休職の期間の上限に関して、会計年度任用職員については任命権者が定める任期の範囲内とするための改正を行うものでございます。

次に、議第7号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、1週間当たりの通常の勤務時間が正規職員と比べ短い時間であるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬についても減給の対象とすることを明記する改正を行うものでございます。

次に、議第8号 富士山南東消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部が改正されたことに合わせ、会計年度任用職員の規定を加えるものでございます。

次に、議第9号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、勤務時間、休暇等、規則で定める職員に関する規定を整備するものでございます。

次に、議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、会計年度任用職員が育児休業等の制度を利用するに当たって必要となる育児休業の期間の最終日の定めなどの規定の整備のほか、所要の改正を行うものでございます。

議第11号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、フルタイム会計年度任用職員を本条例の適用対象とするとともに、臨時または非常勤の者に対して支給する旅費の規定について、これらの者が会計年度任用職員として整備されることなどに伴い不要となることから、削除しようとするものです。

以上、議第4号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案から議第11号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案まで一括で御説明させていただきました。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより議第4号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第4号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第4号は原案どおり可決されました。

次に、議第5号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第5号は原案どおり可決されました。
- 次に、議第6号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案について質疑に入ります。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。
- 質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
- 原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第6号は原案どおり可決されました。
- 次に、議第7号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案について質疑に入ります。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。
- 質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第7号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
- 原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第7号は原案どおり可決されました。
- 次に、議第8号 富士山南東消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について質疑に入ります。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。
- 質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第8号 富士山南東消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
- 原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
- 〔賛成者挙手〕
- 議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第8号は原案どおり可決されました。
- 次に、議第9号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例案について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第9号 富士山南東消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第9号は原案どおり可決されました。

次に、議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第10号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第10号は原案どおり可決されました。

次に、議第11号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第11号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第11号は原案どおり可決されました。

◎議第12号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第14 議第12号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第12号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

これは、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、その一部が令和2年4月1日から施行されますことから、本条例において引用している地方自治法の規定に移動が生じることに伴い、当該引用部分の改正を行うものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第12号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第12号は原案どおり可決されました。

◎議第13号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第15 議第13号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第13号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

これは、新たな分署の開設に伴い、各消防署の管轄区域を変更するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第13号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第13号は原案どおり可決されました。

◎議第14号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第16 議第14号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第14号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

これは、令和元年8月7日付人事院勧告に準じ、職員の給与に関して改定を行うとともに、勤勉手当の額を年間0.05カ月引き上げるもののほか、会計年度任用職員制度導入に伴うもの及び新たな分署の開設に伴う職務の改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第14号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第14号は原案どおり可決されました。

◎議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第17 議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任について御説明申し上げます。

これは、富士山南東消防組合監査委員の三間信彦氏の任期が本年3月28日をもって満了となりますことから、後任の監査委員といたしまして新たに加藤寛治氏を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

加藤寛治氏は、平成25年に愛知県新城税務署長を、平成26年に静岡県磐田税務署長を歴任され、平成27年に税理士登録をされております。現在、東海税理士会三島支部の会員といたしまして活躍をされております。

その人格は高潔であり、財務管理、事業経営管理及び行政運営に関し優れた識見を有しておりますので、監査委員といたしましてまさに適任であると存じます。

また、退任されます三間信彦氏につきましては、監査委員の就任以来、4年にわたり代表監査委員といたしまして消防組合行政に大変御尽力をいただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第15号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを採決いたします。

加藤寛治氏の富士山南東消防組合監査委員の選任について、これに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田吉嗣君） 起立全員と認めます。よって、加藤寛治氏の富士山南東消防組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

◎閉会の挨拶

○議長（松田吉嗣君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 令和2年富士山南東消防組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合議会2月定例会を招集させていただき、御提案いたしました各議案等につきまして慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。

日頃より頂いております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

今年は東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、会場はもとより、三島駅が人員輸送のハブとなり、国内外から多くの方の来訪が予想されます。現在、新型コロナウイルスの被害が全世界に拡大しており、オリンピック・パラリンピックの開催も含めて大変心配するところでございます。

当管内におきましても、自転車のロードレースが行われ、静岡県消防総合応援協定による消防隊・救急隊等の配備のほか、当組合といたしましては、開催期間中、管轄の須山分遣所に特別警戒本部を設けるなどの態勢整備はもとより、医療機関や関係機関と連携体制を密にしていることといたしております。

結びに、議員各位におかれましては、まだまだ三寒四温の季節でございます。くれぐれも健康に御留意され、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松田吉嗣君） これをもちまして令和2年富士山南東消防組合議会2月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時45分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和2年2月13日

議 長 松 田 吉 嗣

署 名 議 員 柏 木 豊

署 名 議 員 井 出 春 彦